

令和6年2月7日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会

委員長 稲用博史



宍粟市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について（報告）

宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例第2条の規定により、本推進委員会において「宍粟市高齢者福祉計画及び第9期宍粟市介護保険事業計画」を慎重に審議しましたので、同条例第7条の規定に基づき別紙により報告いたします。

介護保険制度は、21世紀の超高齢者社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設されてから20年以上が経過し、社会に不可欠な仕組みとして定着、発展してきました。

しかしながら、全国的に総人口、生産年齢人口が減少に転じる中で高齢化が進展し、令和7年にはいわゆる団塊の世代すべてが後期高齢者（75歳以上）となり、現役世代の急減が見込まれることから、国においては制度の持続性についても検討されています。宍粟市においても高齢化のさらなる進展や高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯、また、認知症の人等の増加も見込まれることや今回実施した各調査結果も踏まえ、本推進委員会の中でも高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り生活できるためには必要なサービスの確保と仕組みづくりが重要であるとの意見が挙がっておりました。

一方で、十分な介護サービスを確保していくにあたっては、広範囲にわたる日常生活圏域における需要と供給のバランスや、介護給付費の増加に伴い保険料の負担も増加すること、また、介護人材不足などの課題があることも含め、将来を見据える中で検討を行ってまいりました。このような状況を受け、今回の計画策定にあたっては

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・健康づくり・介護予防の推進
- ・生きがいをもって安心・安全に暮らせる地域づくりの推進
- ・地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

これら4つの基本目標を軸に、多様化する社会の中で、誰一人孤立することのない地域づくりや、高齢期を迎える前からの健康保持・増進のためフレイル予防を推進することなど、高齢者が地域でつながり、支え合い、生きがい（役割）と健康を保ちながら活躍できるまちをめざし、介護が必要となっても望む場所で自分らしく生活できるよう、保健・医療・福祉が連携したまちの実現を図られますよう切に望みます。